



覚 書

警察庁丁規発第111号  
運貨施第83号  
自企第109号  
平成8年10月23日

警察庁交通局交通規制課長  
米 田



運輸省運輸政策局貨物流通施設課長  
齋 藤 貞



自動車交通局企画課長  
柚 木 治



自動車ターミナル構造設備令等の一部を改正する政令案の閣議決定に際し、警察庁と運輸省は、以下のとおり了解する。

記

1. 平成8年2月26日付け覚書（警察庁丙交企発第13号、運貨施第18号、自企第20号）はなお有効であること。  
この場合において、記3の「自動車ターミナル構造設備令第3条及び第5条第1項」とあるのは「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令第4条及び第6条第1項」と読み替えるものとする。
2. 運輸省が、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号。以下「法」という。）第3条及び第11条第1項の規定により一般自動車ターミナルの事業の許可及び位置、規模、構造又は設備の変更許可を行うとき、法第15条の規定により専用バスターミナルの基準適合性の確認を行うとき、又は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条及び第9条第1項の規定による事業の許可及び事業計画変更認可（専用トラックターミナルに係る部分に限る。）を行うときにおいて、当該自動車ターミナルの自動車の出入口が陸橋の下の道路に接して設けられる場合には、運輸省は、当該事案に係る道路における交通の安全と円滑に関して、あらかじめ十分な時間的余裕を持って関係都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。



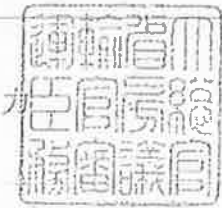
第 壹

警察庁丙交企発第18号  
運貨施第18号  
自企第20号  
平成8年2月26日

警察庁交通局長  
田中節



運輸省大臣官房総務審議官  
相原



運輸省自動車交通局長  
山下邦



自動車ターミナル法の一部を改正する法律案の閣議決定に際し、警察庁と運輸省は、以下のとおり了解する。

記

1. 自動車ターミナル法の実施に関する昭和34年5月12日付けの警察庁次長、運輸事務次官兼書はなお有効であること。

この場合において、記1の「免許」とあるのは「許可」と、記2の「認可」

とあるのは「許可」と、記4の「許可」とあるのは「届出の受理」と、記5の「免許」とあるのは「許可」と、記6の「自動車」とあるのは「バス」と、「設置、位置の変更又は使用の停止若しくは廃止の届出を受理」とあるのは「構造及び設置についての確認（構造又は設備を変更した場合に行うものを含む。）を」と、それぞれ読み替えるものとする。



2. 運輸省は、専用自動車ターミナルに相当する特別積合せ貨物運送の用に供される積卸施設の出入口の構造等については、貨物自動車運送事業の適切な遂行を確保する観点から、今回の法改正による自動車ターミナル法上の専用自動車ターミナルの規制の見直し後であっても、貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可及び事業計画変更認可を通じ、その適切性の確保を図っていくこととする。

3. 運輸省は、2. の運用に当たり必要となる許可又は認可の基準については、自動車ターミナル構造設備令第3条及び第5条第1項の基準に相当する基準によることとし、その旨を地方運輸局長等による公示において明示すること。また、運輸省はこれらの措置が確保されるように、地方運輸局長等に対して通達するものとする。



4. 運輸省は、3. の通達の発出に当たっては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と連絡調整するものとする。

5. 運輸省は、地方運輸局長等が3. の公示を行った場合には、遅滞なく、その公示内容を警察庁に通知するものとする。



覚 書

運輸省と警察庁とは、交通の安全を図るため、自動車ターミナル法の実施に関し、左記のとおり申し合せる。

記

運輸省は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を関係都道府県公安委員会に通知するものとする。

- 1 自動車ターミナル事業の免許をしたとき。
- 2 一般自動車ターミナルの位置、規模又は構造若しくは設置の変更についての認可をしたとき。
- 3 一般自動車ターミナルの規模又は構造若しくは設備について事業の改善を命じたとき。
- 4 自動車ターミナル事業の休止又は廃止の許可をしたとき。
- 5 自動車ターミナル事業の免許の取消をしたとき。
- 6 専用自動車ターミナルの設置、位置の変更又は使用の停止若しくは廃止の届出を受け受理したとき。

昭和34年5月12日

警察庁次長 荻野隆司  
運輸事務次官 栗沢一男